

10月14日(火)
「大雨もしくは暴風を含む特別警報」・「暴風を含む警報」が発令された場合の措置について

滋賀県立八日市高等学校 教務課

台風などにともなう「大雨もしくは暴風を含む特別警報」・「暴風を含む警報」・「大雨もしくは暴風以外の特別警報」が発令された場合の登校については、以下のとおりとします。

・ 滋賀県内のいずれかの地域に対して…

- ① 午前7時に「大雨もしくは暴風を含む特別警報」・「暴風を含む警報」が発令されている場合

- **自宅待機**をして、**警報が解除**されたら**登校**してください。
→ 午後1時より、**考査を実施**します。

S H R	1 2 : 4 0 ~
考査開始	1 3 : 0 0

- ② 午前10時の時点でまだ「大雨もしくは暴風を含む特別警報」・「暴風を含む警報」が発令中の場合

- 学校は**臨時休校**（自宅学習）とします。
→ 10月16日(木) 1限・2限・3限に、14日(火)分の考査を実施します。

その他の警報または注意報の時は、平常どおり登校してください。